

○申請期間は
令和4年9月5日(月)～9月30日(金)

○提出部数は 小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書(記載例)
2部(うち1部はコピーで可)

令和4年 ○月 ○日

広島県西部建設事務所長様

〒725-0231

申請者 住所 豊田郡大崎上島町口〇〇〇〇番地
フリガナ ヒガシヒロシマ タロウ
氏名 東広島 太郎

[法人にあっては事務所の所在地,
名称及び代表者の氏名]

連絡先電話番号 0846-12-3456

※連絡が可能な電話番号

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等
地方港湾 鮎崎港 ○○地区

※ 港湾名、地区名は、資料3
「地区別実施計画」に記載があります。

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

モーター埠頭(船舶番号 273-12345 広島・船舶の長さ 5.67m)

(2) 係留の用に供する工作物(該当するものに○印)

- | | |
|----------------|----|
| ア 係船環 | 2基 |
| イ ロープ | 3本 |
| ウ 防舷材 | 2個 |
| エ 通船(長さ 2.10m) | |
| オ 栈橋(長さ . m) | |
| カ 渡橋(長さ . m) | |
| キ 梯子 | 1本 |
| ク その他() | |

空欄のままにしてください。許可日を入れます。

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 9年 3月 31日まで

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾○○港○○地区(○市○○町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。
- 3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーター埠頭(船舶番号○○○-○○○○○広島・船舶の長さ○○. ○○m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 栈橋(長さ○○. ○○m)、オ 渡橋(長さ○○. ○○m)、カ はしご」の例により記載するものとする。

○申請期間は
令和4年9月5日(月)～9月30日(金)

○提出部数は 小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書(記載例)
2部(うち1部はコピーで可)

令和4年 ○月 ○日

広島県西部建設事務所長様

〒725-0231

申請者 住所 豊田郡大崎上島町口〇〇〇〇番地
フリガナ カブシキガイシャ マルマルサンギョウ
氏名 株式会社 ○○産業

ダイヒヨウトリシマリヤク ヒガシヒロシマ タロウ
代表取締役 東広島 太郎

{ 法人にあっては事務所の所在地,
名称及び代表者の氏名 }

連絡先 0846-12-3456

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等
地方港湾 鮎崎港 ○○地区

※ 港湾名、地区名は、資料3
「地区別実施計画」に記載があります。

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

モーター埠頭 (船舶番号 273-12345 広島・船舶の長さ 5.67m)

(2) 係留の用に供する工作物(該当するものに○印)

ア 係船環	2基
イ ロープ	3本
ウ 防舷材	2個
エ 通船(長さ m)	
オ 栈橋(長さ 5.15m)	
カ 渡橋(長さ 2.30m)	
キ 梯子	本
ク その他()	

空欄のままにしてください。許可日を入れます。

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 9年 3月 31日まで

- 備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。
- 2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾○○港○○地区(○○市○○町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。
- 3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーター埠頭(船舶番号○○○-○○○○○○広島・船舶の長さ○○. ○○m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 栈橋(長さ○○. ○○m)、オ 渡橋(長さ○○. ○○m)、カ はしご」の例により記載するものとする。

必要添付書類一覧表

必要添付書類		摘要	要
1	船舶検査証の写し	・申請書に記載の船舶の長さは、これによる。	
2	位置図(申請書類2)	・位置図に係留位置を記載する。防波堤、護岸等の恒久的物体からの距離も示し、係留位置を特定する。	
3	見取り図 (申請書類3)	・資料8見取り図（記載例）を参考に、係留状態が分かるように、係留船舶の他、ロープ、係船環、防舷材、桟橋、渡橋、はしご等の係留に使用する工作物について、適当な縮尺で作図する。 ・船舶、桟橋及び渡橋の長さ及び幅も記載する。	
4	写真	・小型船舶用泊地等を使用することとなる船舶及び係留の用に供する工作物の全てを写したもの。 ※資料10写真（撮影例）のとおり、係船環の写真も必要	
5	誓約書(申請書類4)	・申請者が暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと、今後も暴力団等に該当することはないこと等について誓約する。 ※個人用と法人用の区別があります。法人申請の場合には、様式に注意してください。	
6	構成員内訳書	・プレジャーボート組合等の代表者が申請する場合に限る。 ・構成員の氏名及び住所並びに所有船舶を明示する（様式任意）。	
7	その他必要と認める書類	・1～6の添付書類以外に必要と認められるものについて、添付を求める。	

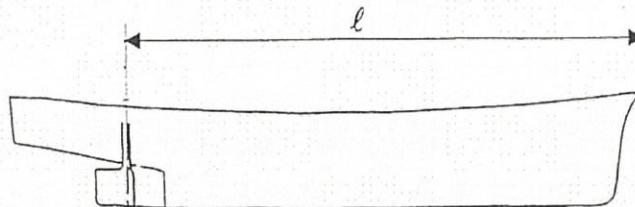
※ 添付書類も2部提出してください。

船舶の全長	船灯や汽笛など海上衝突予防法に関する航海用具の設備基準の基礎となるもので、船体の長さのことです。登録に用いられる「船舶の長さ」とは異なります。
船舶の長さ	小型船舶の登録上の長さで、検査手数料の算定や技術基準の基礎となるものです。全長とは異なり、下図により算定されます。なお、都道府県による船籍票の交付を受けた船舶（総トン数 5 トン以上 20 トン未満の船舶）、漁船登録を受けた小型漁船及び船舶検査証書を受有する船舶について、当該船籍票、漁船登録票又は船舶検査証書にこの長さが記載されています。 ※係留申請書には、この長さをそのまま記入してください。

【 船舶の長さ 】

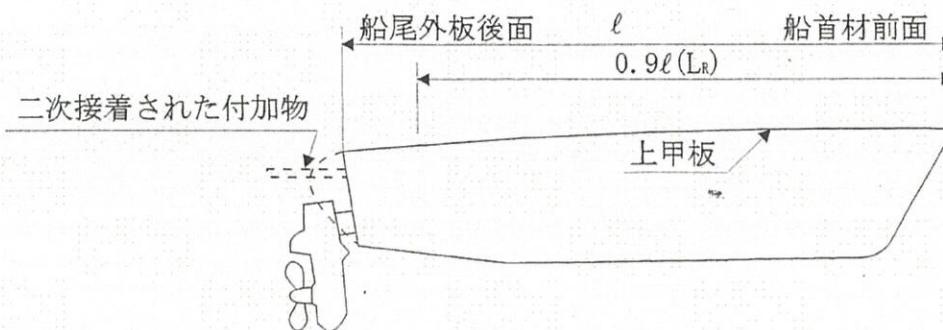
1 舵の有る船

$$\ell = \text{船の長さ}$$



2 舵の無い船（船外機等）

$$\ell (\text{船の長さ}) \times 0.9 = \text{船舶の長さ}$$



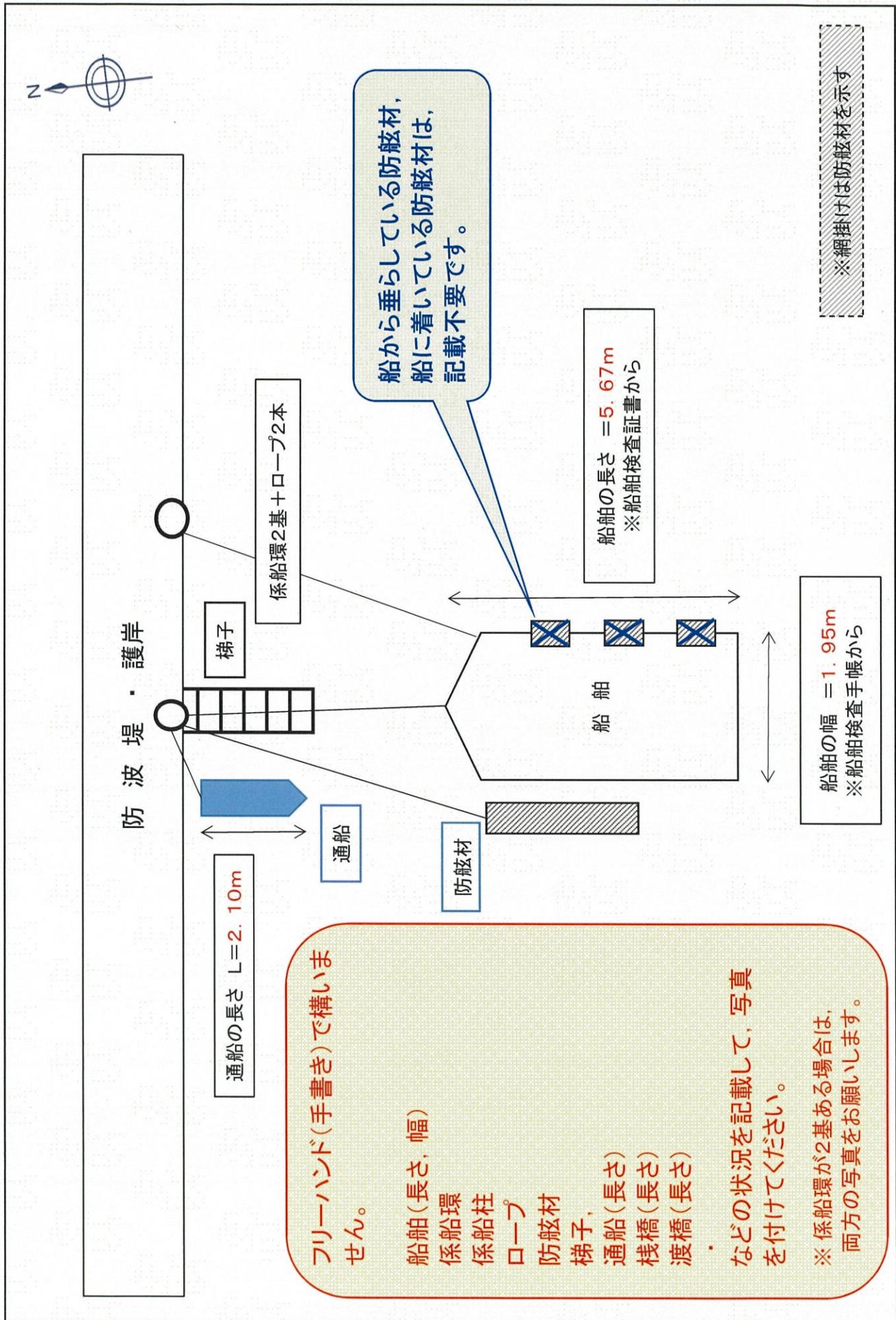
位置図〈記載例〉

資料7

図郭番号	調査区域区分	河川名	港湾名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
8	港湾単独	—	漁崎港	大田地区	—	1/1,000(A3→A4)	194	1/1



見取り図（記載例）



(記載例)

誓 約 書

令和 4 年 ○月 ○日

広島県西部建設事務所長 様

住所 豊田郡大崎上島町□□○○○○番地

フリガナ ヒガシヒロシマ タロウ
氏名 東広島 太郎

生年月日 昭和 ○年 ○月 ○日生

私は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

(記載例)

誓 約 書

令和 4 年 ○月 ○日

広島県西部建設事務所長 様

所在地 豊田郡大崎上島町□□○○○○番地

フ リ ガ ナ カブシキガイシャ マルマルサンギョウ
商号又は名称 株式会社 ○○産業

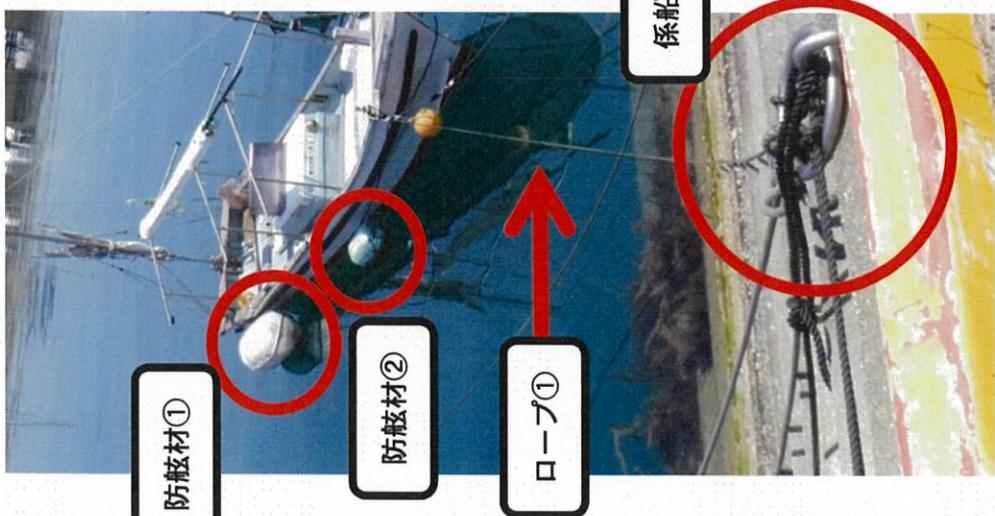
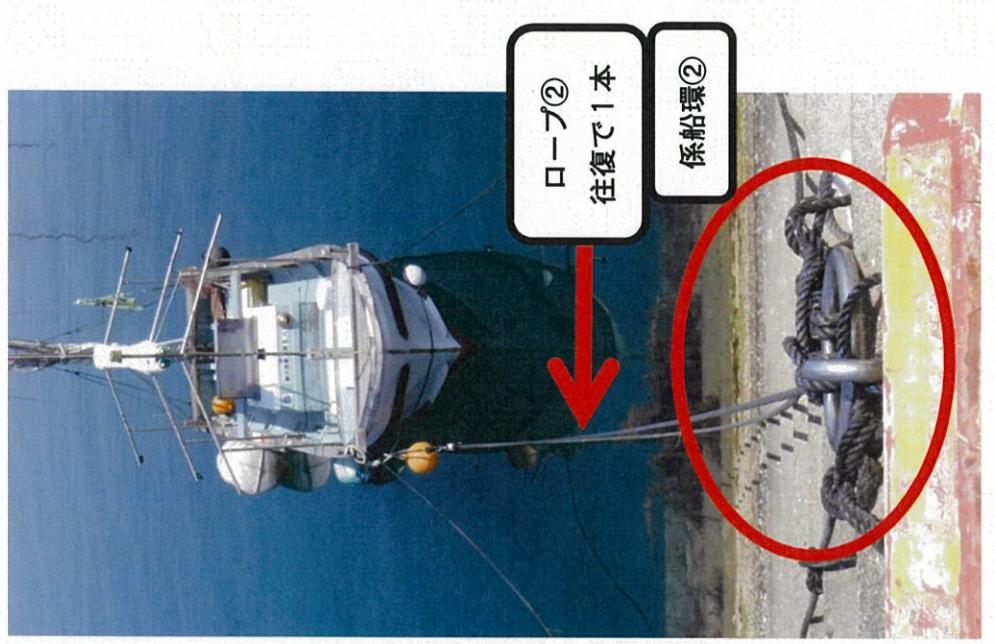
フ リ ガ ナ ダイヒヨウトリシマリヤク ヒガシヒロシマ タロウ
代表者氏名 代表取締役 東広島 太郎

当社役員及び社員は、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

写真（撮影例）

※係船環×3基、ロープ×3本、防舷材×1基（船から垂らしている小さい防舷材は除く）

資料 10



小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書

令和 年 月 日

広島県西部建設事務所長様

〒

申請者 住所

フリガナ
氏名〔法人にあっては事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので、許可してください。

1 使用する小型船舶用泊地等

地方港湾 鮎崎港 大田地区

2 係留等を行う船舶等

(1) 船舶

(船舶番号 広島・船舶の長さ m)

(2) 係留の用に供する工作物(該当するものに○印)

ア 係船環	基
イ ロープ	本
ウ 防舷材	個
エ 通船(長さ . . m)	
オ 栈橋(長さ . . m)	
カ 渡橋(長さ . . m)	
キ 梯子	本
ク その他()	

3 使用期間

令和 年 月 日から令和 9年 3月31日まで

備考 1 小型船舶用泊地等とは、プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

2 「1 使用する小型船舶用泊地等」については、「地方港湾〇〇港〇〇地区(〇〇市〇〇町地先)のうち、申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

3 「2 係留等を行う船舶等」の記載事項のうち、「(1) 船舶」については「モーターべート(船舶番号〇〇〇-〇〇〇〇〇広島・船舶の長さ〇〇.〇〇m)」の例により、「(2) 係留の用に供する工作物」については「ア 係船環、イ ロープ、ウ 防舷材、エ 栈橋(長さ〇〇.〇〇m)、オ 渡橋(長さ〇〇.〇〇m)、カ はしご」の例により記載するものとする。

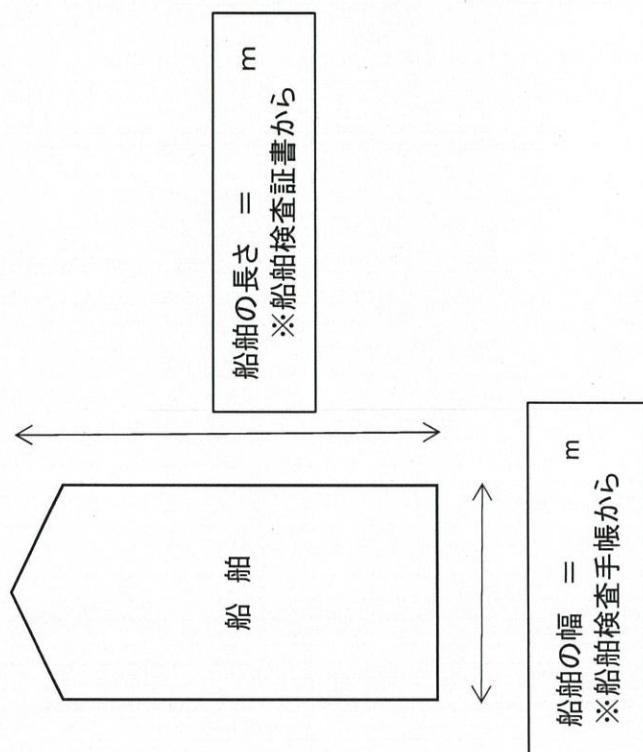
位置図

図郭番号	調査区域区分	港湾名	河川名	地区名	調査年月日	縮尺	プロット番号	通し番号
8	港湾単独	鮑崎港	—	大田地区	—	1/1,000 (A3→A4)	194	1/1



見取り図

防波堤・護岸



誓 約 書

令和 年 月 日

広島県西部建設事務所長 様

住所

フリガナ
氏名

生年月日 年 月 日 生

私は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

(裏面)

広島県暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

（中略）

（利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表）

第19条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（中略）

3 公安委員会は、第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし、又は前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、24月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（中略）

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県西部建設事務所長 様

所在地

フ リ ガ ナ
商号又は名称

フ リ ガ ナ
代表者氏名

当社役員及び社員は、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと及び今後も暴力団員等に該当することはないことを誓約します。

(裏面)

広島県暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

（中略）

（利益の供与等を行った者等に係る調査、勧告及び公表）

第19条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為をした疑いがある者（以下「調査対象者」という。）及び当該調査対象者の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該疑いに係る事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（中略）

3 公安委員会は、第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは虚偽の資料の提出をし、又は前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、24月を超えない範囲内で期間を定めてその旨を公表することができる。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（中略）

- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。